

第8回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物）

1. 日時 平成31年3月1日（金） 10:00～11:00

2. 場所 経済産業省 別館 1107号室

3. 出席者

（座長） 角野 康郎

（委員） 勝山 輝男 黒川 俊二

小林 達明 西田 智子

濱野 周泰 藤井 伸二

（環境省） 北橋外来生物対策室長

八元外来生物対策室長補佐

知識外来生物対策係長

（農林水産省） 森大臣官房環境政策室係長

板橋農林水産技術会議事務局研究開発官室研究調整官

**【環境省 知識外来生物対策係長】**

ただいまより第8回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物）について開催させていただきます。

進行を務めさせていただきます環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の知識と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず開会に当たりまして、同じく外来生物対策室室長の北橋から御挨拶申し上げます。

**【環境省 北橋外来生物対策室長】**

皆様、おはようございます。外来生物対策室長の北橋です。本日はお忙しい中、特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物）にお集まりいただきましてありがとうございます。また、委員の先生方には日ごろから外来生物対策をはじめとした野生生物の保護、管理につきまして御意見をいただいております、改めて御礼申し上げたいと思います。

さて、この会合は外来生物法に基づきました特定外来生物を指定していくための検討の場ということで設けさせていただいております。外来生物法は平成17年にできておりますけれども、それから現在まで、この法律に基づきました特定外来生物は148種になっています。近年で言いますと、2015年3月に環境省と農林水

産省が共同で生態系被害防止外来種リストをつくっておきまして、これも参考にしながら今後の指定を進めていきたいと思いますということでやってきているところです。

この植物の専門家グループ会合につきましては、前は、平成28年2月に開催させていただいております、その中ではビーチグラス、ツルヒヨドリ、ナガエモウセンゴケとエフクレタヌキモの4種を特定外来生物の候補ということで御検討いただいた経緯がございます。後ほど詳しく御説明いたしますけれども、今回はそのとき候補に上がっておりましたエフクレタヌキモに関する議論を再度お願いしたいということで事務局のほうでは考えております。

時間的には短い時間になりますけれども、どうぞ御忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

**【環境省 知識】** それではまず、事務局から委員の先生方の御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず神奈川県立生命の星・地球博物館の勝山先生でございます。

続きまして、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の黒川先生でございます。

続きまして、千葉大学大学院の小林先生でございます。

続きまして、神戸大学の角野先生でございます。

続きまして、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の西田先生でございます。

続きまして、東京農業大学の濱野先生でございます。

続きまして、人間環境大学の藤井先生でございます。

また今回、環境省外来生物対策室と農林水産省からも出席させていただいております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、お手元の配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。議事次第の裏に資料一覧がございます。資料1、2、3と右上に振っている資料が3枚と、参考資料1から4です。こちらも右上に資料の番号が振っております。何か不足がありましたら事務局のほうにお申し付けいただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。会議中でまた何かありましたらお知らせいただければと思っております。

なお、本日の検討会は公開で開催しております。検討内容については本日の出席者の皆様に事前に御確認をいただいた上、議事録及び議事概要として環境省のホームページで公開いたしますので、御承知おきいただければと思います。

座長につきましては、これまで角野委員にお願いしていたので、本日も角野委員にお願いしたいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【環境省 知識】** 御賛同を得ましたので、以降の進行につきましては角野座長にお任せしたいと思います。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

**【角野座長】** それでは、私が引き続き座長を務めさせていただきます。

では、早速お手元に準備いただいております議事次第に従いまして議事を進めます。

まず議題1、今回指定の考え方について、資料1をもとに事務局から説明をお願いします。

**【環境省 知識】** 資料1をご覧ください。2018年度特定外来生物指定の考え方について御説明させていただきます。

今回の特定外来生物指定の位置づけでございますけれども、室長の北橋からありましたとおり、2015年3月に、本日あわせて配付しております生態系被害防止外来種リストを農林水産省と一緒に作成しております。これをもとに各分類群で検討を進めてきまして、これまで40種類の特定外来生物の追加指定を行っているところでございます。この植物会合についても追加指定などがあったところでございます。今年度も引き続き、このリストを踏まえて検討するという状況でございます。

2の全体方針ですけれども、このリストの策定を受けた検討に当たっては、外来種ごとにカテゴリー分けをしているうち、青色に塗られている定着予防外来種と、総合対策外来種と色分けされているうちの定着段階が侵入初期だったり限定分布だったりするものを中心に、特定外来生物の指定について検討しております。こういった定着予防外来種等を中心的に取り上げているのは、特定外来生物に指定すると飼養、運搬、保管、栽培、輸入などが規制されるということで、定着を予防するために種指定をすることが規制の効果が高いだろうということで、そういった種を中心に検討してきたところでございます。今年度についても引き

続き、この方針に基づいて検討をしたいと考えております。

また、今年度については、昨日開催されておりますけれども、無脊椎動物もあわせて開催しています。

今回、植物については初めに室長からも話をさせていただきましたが、エフクレタヌキモを取り上げております。こちらについては平成28年に一度特定外来生物に指定すべきということで、こちらのグループ会合とさらにその上の全体の専門家会合まで了承を得て、パブリックコメントまで至った種にはなっております。その後、皆様にも個別にメールなどで御報告させていただきましたが、当時、ウトリキュラリア・インフラータとして同定されていたものが、この種については北米原産の種として報告されているわけですが、国内で確認されているエフクレタヌキモについてはちょっと特徴が違っているということが明らかになったため、その後、一旦特定外来生物の指定に関する手続はとまっていた状態でした。その後、角野先生からいろいろ情報をいただき、国内で見ついているエフクレタヌキモについては南米原産のウトリキュラリア・プラテンシスにかなり近い特徴を持つということで御報告をいただきましたが、ただ一方、捕虫囊のつき方がちょっと違うので、まだプラテンシスとも言い切れない部分があるということで、今、角野先生の論文が受理されたということでございますけれども、資料にありますとおりに*Utricularia platensis*の間にcf.がついた、かなりプラテンシスに近い種ということで今回資料としてはご用意させていただいております。国内で見ついているのはエフクレタヌキモだけなのですが、生態的にもかなり近いということで、インフラータ、プラテンシス、合わせて3種、指定候補ということで取り上げさせていただいているというのが今回の経緯となります。

また今後のスケジュールは裏面に記載がございますけれども、本日専門家グループ会合を開催して、指定の了承が得られた場合には、来年度上半期に全体の専門家会合を開催させていただいて、そのまま了承が得られれば今年の夏以降にパブリックコメントなどの法令改正にかかわる手続について進めていきたいと考えているところでございます。

資料1に関する御説明については以上となります。

【角野座長】 どうもありがとうございました。今、特定外来生物指定の考え方とか、一

一般的なことを御説明いただいたのですが、御質問あるいは御意見等ございましたら御発言願います。いかがでしょうか。

【藤井委員】 エフクレタヌキモの学名の取り扱いについて前回会議で問題があったということだったのですが、今回はcf.と表記されました。そうするとウトリキュラリア・プラテンシスは指定しないという理解でよろしいのですか。

【角野座長】 いや、今回それも含めて指定する。議題2で詳しく議論になるのですが、提案としてはまとめて指定ということです。その辺の経緯についてはまた後ほど説明することになると思います。

【藤井委員】 では、inflataも含めてこれら3つを一括して指定しようということは、形態的によく似ているということが理由なのですか。

【環境省 知識】 そうですね、今回は3つ。後で詳しくは御説明したいと思うのですが、れども、まずかなり生態的に近いことが想定されるだろうということと、運用面においても、形態が似ているということで、規制効果を高めるためにもあわせてしたほうがいいかなと考えているのが事務局としての案でございます。

【角野座長】 また後ほどこの件は議論になるかもしれません。

ほかにいかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、全体的な話はまた後半で御意見を伺うことがありますので、議題2に進みたいと思います。資料2、3につきまして事務局から説明をお願いします。

【環境省 知識】 それでは、まず資料2から御説明させていただきたいと思います。特定外来生物等の選定作業が必要と考えられる外来生物（植物）に係る情報及び評価（案）ということで御説明させていただきます。

今回、先ほど申し上げたように、国内で確認されているエフクレタヌキモに加えて、国内ではまだ確認されていないのですけれども、インフラータとプラテンシスについてもあわせて指定候補として取り上げさせていただいているところでございます。国内で見つかっているエフクレタヌキモについては既に生態系被害防止外来種リストの重点対策外来種ということで掲載されております。インフラータについては北米原産、プラテンシスについては南アメリカ原産とされております。国内で見つかっているエフクレタヌキモについてもプラテンシスとかなり形態的に近いということで、南アメリカ原産の可能性が高いと考えているところ

でございます。エフクレタヌキモについては、静岡県で確認されたものが当時はインフラータとして記録されておりました。かつては一度国内では消失したという報告もあったようなのですけれども、近年も野外にて生育が確認され、兵庫県など、国内での拡がりというのが確認されているという状況でございます。インフラータとプラテンシスには、繰り返しになりますが、まだ日本での定着の情報はないところでございます。

エフクレタヌキモについては、ため池や湿地に入り込んで、希少な水生植物と競合して駆逐するということが報告があります。こういった種が拡がることで生態系への影響が心配されるということでございます。兵庫県内で見つかっている湖沼については、人が入りにくいような場所でも見つかっていると聞いているところで、どういった原因で拡がりを見せているのかというのはなかなか図り知れないところであるのですけれども、可能性として一部の愛好家の方が新しいところに拡げていってしまっているのではないかと。今回、特定外来生物に指定することで、運搬とか飼養を規制し、これ以上被害が広がらないような形でできればと考えております。

また、先ほど御説明させていただきましたが、あわせてインフラータとプラテンシスも生態的特徴がかなり近く、国内に入ってきた際には同じような被害を与えるおそれもあるということで、形態的な特徴は一部異なるところでございますが、見分けがつきづらいということもありますので、一緒に指定することで、輸入するときのチェックとか国内で見つかったときの対応が効果的に発揮できるのではないかと考えているところでございます。

今回の検討の中で、食虫植物を観賞用として楽しむ方にもお話を伺っており、エフクレタヌキモの国内での利用状況なども聞いているところでございます。その方に聞いたところによると、国内で栽培をすることは、技術的な難しさなどもあって、ほとんどないと聞いております。また、国内に出回っているものについては、恐らく静岡県にある鶴ヶ池から拡がっているのではないかとということで、インフラータとして出回っている部分もあるとは聞いているのですけれども、恐らく同じエフクレタヌキモが出回っているのだらうと思われれます。栽培が難しく特に利用がないということですので、飼養に関する規制については特段、社会的な影響は大きくないのかなとは考えているところでございます。

簡単ではございますが、資料2に関する説明は以上でございます。

資料3でございますけれども、エフクレタヌキモ、インフラータ、プラテンシスについて特定外来生物に新しく指定をすることで規制の効果を発揮できればと考えております。あわせて、未判定外来生物と種類名証明書を添付する生物についても記載しておりますが、未判定外来生物はなしで、種類名証明書、輸入する際に種名を証明するための証明書をつけなさいというものですけれども、タヌキモ属全種についてそういったものを添付するように今回整理したいと考えているところでございます。

説明については以上となります。

【角野座長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に一言、エフクレタヌキモの現状について私のほうから補足しておきます。まずエフクレタヌキモがインフラータでないということは、形態的にも幾つかの特徴で分かったのですが、念のためDNAの解析もお願いして、インフラータではないという結果が出ました。それでは一体何者かということで検討を進めた結果、南米アルゼンチンで記載されたプラテンシスという種類とほぼ全ての形質が一致します。ただ1つ、捕虫囊のつき方が、Taylorのタヌキモ属のモノグラフに書いてあるプラテンシスの特徴と一致しませんでした。Taylorは捕虫囊のつき方をこの属の検索表のキーに入れていて、非常に重要な形質だと見なしています。その変異性についてはもう少し検討が必要だと私自身は思っているのですが、少なくともこのモノグラフの記述を尊重する限り、100%プラテンシスであるという同定もできないということで、cf.を入れるという現時点での結論としているわけです。

学名については*Utricularia cf. platensis*として論文が受理され、間もなく出版予定です。

これで学名の問題の決着がついたので、ペンディングになっていたエフクレタヌキモの特定外来生物の指定の作業を進めようと、今日の委員会があるわけです。エフクレタヌキモは前回の委員会での議論でも指定に相当するという結論になったわけですが、その後も野生化している場所があり、兵庫県では昨年だけでも2カ所新たに見つかっています。誰かが車を乗りつけてぽいと捨てるという場所ではなくて、生態系として非常に良好な場所とか、わざわざ車を置いて歩いて山の中へ入って行かなければならないとか、そういう場所なので、かなりよく自

然のことが分かった人が確信犯的に入れているのではないか。これを特定外来生物に指定することは、抑止効果という意味でも非常に意味があるのではないかという背景がある。私の個人的な意見も入れてしまいました、補足させていただきました。

今私が言ったことも含めて、御質問や御意見をいただきたいと思います。形式上は3種類の指定となっているのですが、関連する指定ですので一括して議論したいと思います。いかがでしょうか。

【藤井委員】 私はエフクレタヌキモをあまりよく知らないのですが、水底から上方に生長して2 mぐらいになりますよね。1 mは軽く超える。

【角野座長】 そうですね。2 mか、実際はもっと長いのですが、すぐ切れてしまいます。

【藤井委員】 沈水植物なのですが、浮葉を持っているので水面まで達してそこで広がる。しかも沈水葉が立体的で、恐らく沈水植物しかないため池でこれが入ったら、ほかのものは必然的に競争排除になりますよね。その辺は角野先生が見られている池で、ほかの在来水草への圧迫の様子はどうですか。

【角野座長】 例えば同属の、兵庫県などの場合はイヌタヌキモと競合してイヌタヌキモが消えたとか、あるいはほかの絶滅危惧種が消滅した、あるいは消滅寸前になったという現場が実際にあります。

エフクレタヌキモがほかのタヌキモ類と違うのは、普通、タヌキモ類というのは水面近くに浮遊するのですが、エフクレタヌキモは立体的に枝分かれして、水中の空間全部に広がるのですね。そしてちょっと見えなかったら、水底にマット状に沈んでいて在来種への影響が非常に深刻だという現実もあります。

兵庫県で見ていると、入って一時的にふえたけれども、数年たてば減少したケースもないわけではありません。しかしジュンサイとかイヌタヌキモが生育しているような腐植栄養の池ではしぶとく生き残って繁茂し続けているという状況があるので、日本でもそういう環境に今後入った場合、在来生態系への影響はかなり大きいと予測できます。

【黒川委員】 これは指定の効果にもかかわると思うのですが、先ほど事務局のほうからも言われましたが、日本の中で栽培して販売しているような人はいなさそうだということですね。

【環境省 知識】 実際に飼養して栽培をしている方はほとんどいないと聞いています。

【黒川委員】 ごく一部の人の話なのかもしれないというところもあると思うのですけれども、全体的なところとして輸入が繰り返されているのか、それともかつて輸入されて遺棄されたものから広がったところからどんどん国内の中での移動が多いのかというところ、もし状況が分かったら教えてください。

【角野座長】 私が分かっている範囲では、輸入という形では最近はありません。過去に入ったのは事実でしょうけれども。現在マニアの方がどれくらいおられるのかというのは分からないのですけれども、そんなに多くなくても熱心に栽培しておられる方がおられるということです。水草は今、大人気でいろいろなものが売られているのですが、ネットによる流通も見当たりません。マニアの間でやりとりされて、栽培されている状況だと思います。

【環境省 知識】 あとタヌキモ属自体は、食虫植物が好きな方の中でもかなりハイレベルな方が好むカテゴリーということみたいなので、そこまで多くの人に広がるようなものではないとは聞いています。

【角野座長】 花が咲くときれいなので、こういうものがあるということを知れば、栽培してみたいと考える人は、少なくないと思います。

【濱野委員】 私は樹木が専門なので教えていただきたいのですが、分布が熱帯から温帯ということで、今は静岡以西といいますか、箱根から南のほうかなと思っていますのですが、先ほどの先生のお話でマニアの方が栽培されているということは、時として自己顕示的な要素があって、今まで広がっていないところで広げられる、そういう危険性とか、あるいは私はジュンサイなどは好きで見ているのですけれども、多くは東北の方とか冷温の場所だろうとは思いますが、そういう産業として成り立っているようなところに入ったときに産業的なダメージが非常に大きいのではないかという気がして、ぜひこれは指定の方向という意識を持っていますが、その辺のことを教えていただければと思います。

【角野座長】 南米原産といっても、関東あたりで栽培されている方がおられますし、今だんだん暖かくなってきていますので、もうちょっと北でもこれから栽培可能になるかもしれません。今年は神戸では12月に花が咲くという現象が見られました。北日本でも人為的に入れられれば増える可能性はあります。

ジュンサイと競合した場合に最終的にどちらが勝つかというのはなかなか難し

い問題ですが、エフクレタヌキモは水面に陣取っていますのでマイナスの影響があることは間違いのないと思います。

【藤井委員】 神戸のほうのエフクレタヌキモが記録されている標高はどれくらいですか。

【角野座長】 最初に見つかったのは六甲山系で、900m前後です。

【藤井委員】 それだと間違いなく東北まで行きますね。関西で1000m近くということは、東北の仙台とかで越冬できるということですね。今のお話を聞くと、恐らくマニアによる人為的な移動なので、今のうちに規制をかけておけば問題にならないという気はします。ただ、マニアの心理は結構難しいと思うのですが、栽培が難しいものは、自分が植えている株が枯れてしまう保険としてすごくいいため池を選んで投げ込むことがあり、しかもあちこちの池に10個放り込んで1個成功すればいいという感覚なのではないかと思います。実際、利己的な判断をすることでそういうことになるわけで、それに対して何らかのリスクがあるということをきちんとアピールするような、マニアに対する教育も重要だと思うんです。法律で規制するのとあわせて、この植物はこれだけのリスクがあるので謹んでほしいというアピールをしていくというのが政策的にも望まれるだろうと思います。

【環境省 知識】 今回も恐らく人為的なものが原因で広がっているというところはすごく重要だと考えていて、今回、利用をされる方にお話を聞いたのですけれども、そういった方々にお伝えすることで、生態系への被害が出るのだというところの情報をお届けするということは、非常に重要なので引き続きやっていきたいと考えているところです。

【勝山委員】 インフラータのほうは販売されているのですか。

【角野座長】 それは食虫植物研究会の方に聞いたのですが、エフクレタヌキモをインフラータとして皆さん認識されてきたので、本物のインフラータが入っているかどうかは実は分からないんです。アメリカでは今、インフラータが本来の分布域から北上して異常繁茂していて、侵略的な外来種として問題になっている種類であることは事実です。

【勝山委員】 エフクレタヌキモとプラテンシスは殖芽を作らないが、インフラータは殖芽を作るということがどこかに書いてあったと思いますが、殖芽を作らないということは、寒さに本当は弱いということなのではないでしょうか。

【角野座長】 エフクレタヌキモは常緑です。だから越冬手段を進化させていません。ただ、殖芽という用語が文献には書いてあるのですが、普通のタヌキモ類のは殖芽ではなくて、ちょっと成長をとめただけのもので、いつも作るわけではないです。

【藤井委員】 殖芽を作るほうが一般論としては低温耐性だろうと思うのですが、仮に冬をどちらの様態でも越せるのであれば、常緑というアドバンテージはすごく大きいので、春先に完全に入れかわってしまう可能性がある。だから本当に寒くて全滅してしまうところでは問題がないのですけれども、両方の様態で越冬できるときに常緑性のアドバンテージは十分に注意する必要があると思います。これは在来種のセキシウモと外来種のセキシウモで見ていると、明らかに入れかわってしまう。最近聞いた話で、琵琶湖の彦根のほうにコウガイセキシウモが入って、結果として同じく外来種のオオカナダモが消えたそうです。港湾関係者はオオカナダモがいなくなって喜んでいらしいのですが。

これはどういうことかということ、そこではオオカナダモが夏に繁茂して対策がすごく困っていたのですね。ところが、コウガイセキシウモが入って、それが水底全面をびっしり覆って、土が露出しているところがなくなって消えたのだと思われま。その結果、オオカナダモへの対策の必要がなくなったということです。先月その話を聞いたばかりなのですが、今後どうなるかというのはすごく心配です。

特定の部分だけ見ればメリット、デメリットが同時に出るのですけれども、全体として見たときにどうなってくるかという結果は、そのときの短期的な状況だけで判断をしないほうがいい。世界でどういう形で判断されているかということも含めて、今後、日本でどういう形で被害を出すのか出さないのかということをも十分予測するべきだろうと思います。

オオバナミズキンバイもそうです。入ったときには、とてもあんなとは思っていませんでした。

【西田委員】 私も水草はあまり詳しくないのですが、エフクレタヌキモとして流通しているものがあるということで、もしこれを今回3種、特定外来生物とした場合に、今現在持っていらっしゃる方は何らかの届け出なりをしなくてはならないことになるかと思うんです。もしそれが徹底されれば、それは非常にいいことだと

思うんですけれども、皆さん、種がよく分からないような状況で持たれていて、今回、特定外来生物に指定されたときに、法が本当に守られるかということ、ここに書いてあることだけで見ると、有効な対策も打つのがかなり難しいのかなという印象があります。そのところは環境省さんのほうにお聞きしたほうがいいのかもわからないのですけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

**【環境省 知識】** まず、既に飼われている方はあまりいないと聞いているのですけれども、もしいた場合ですが、特定外来生物の指定については政令で定めることになっており、閣議決定という形になるのですが、実際に指定するタイミングというのは、閣議決定をしてから猶予期間をあけることになっていて、その間に普及啓発とかも十分やっていくというのをこれまでやってきましたし、そういった対応をすることが非常に重要だと考えております。

今回、皆様のお手元には別途、外来生物の写真ということで、エフクレタヌキモの写真について後ろに資料を用意してございますけれども、環境省のほうでも特定外来生物に指定した生物については、同定マニュアルという写真とか見分け方に関する資料を作っております。また普及啓発資料でちゃんと申請してくださいということをお知らせしているところです。

実際の申請の手続として、こういった栽培を楽しむ方については、特定外来生物に指定された当時に飼養していた個体についてのみ引き続き飼うことができるという制度になっております。指定してから半年間以内に申請をしていただくということになっております。その半年間の間、これが指定されたので申請してくださいねとか、そういった普及啓発については頑張っけてやっていきたいと考えているので、そういった情報提供をしていくことがまずできることかなと考えているところでございます。

**【環境省 北橋】** 食虫植物につきましては愛好家の集まりみたいなものもあるようでございまして、そんなに広く一般の人が飼っているというよりは、マニアが手を出す部類の植物ですので、そういった集まりなども通じて情報提供をしっかりとしていきたいと考えております。

**【角野座長】** その場合に、現在栽培している人が届けた場合、別に研究用でも何でもない、趣味で栽培している、それはいいですよという許可が出るわけですか。

**【環境省 知識】** そのとおりです。

【角野座長】 では、届け出をする手間だけは厭わないようにするとか、人に譲るのはやめてほしいということを徹底するということですね。

【環境省 知識】 そういった形でやっていきたいと考えております。

【勝山委員】 そうすると、届けるときには、今の話で出てきたようにエフクレタヌキモとプラテンシスの区別ははっきりしない可能性があります。そのときにどちらか分からないという状態で、法の運用に支障はないかどうかだけ確認しておきたいと思うのですが。

【環境省 北橋】 ちょっと難しいところなのですが、類似のタヌキモ類とこの3種は明らかに見分けることができるので、この規制されている3種のうちのどれかだということはかなり簡単に判断がつくということでございますので、どの種かということにつきましては厳密に言えば判断がついていなくても、規制効果としては十分かなと考えております。

【環境省 知識】 申請についても、今回、角野先生から御報告いただいているように、一部特徴が異なるというのもありますので、その見分けをどこまで資料として整理できるかというのはあるのですけれども、そういった形でまず区別していただくような形では考えています。プラテンシスについては今のところ国内で入った記録はないと聞いているので、国内で飼われている種についてはエフクレタヌキモとして取り扱うことになるのかなとは考えておりますが、そういった資料もできる限り用意していきたいと考えております。

【藤井委員】 今栽培している方は多分マニアなので、自分がどういうものを栽培しているのかということは分かっていると思います。恐らく山野草関係とか水草のマニアとかに広報すれば大丈夫だろうと思います。1点、だいぶ以前の会議のときに言ったのですが、栽培していたけれども特定外来生物に指定されたので自分としてはもうこれは要らないや、申請するのは面倒くさいし、その辺に捨ててしまおうかというのが一番困るわけです。だからアナウンスするときに、もし処分を考えている場合はこちらの植物園にお問い合わせくださいとか、事前に植物園とかそういうところをお願いをして、もしその植物園が欲しくて栽培するというのであれば植物園が届け出を出すわけだし、そこで処分していただいてもいいのです。いずれせよ、要らないと人が自分で処分をしてくださいというような形にしてしまうと、むやみに遺棄されてしまって、本来の趣旨にそぐわない部分が出て

くると思うので、その辺に少し配慮をお願いしたいです。あるいは環境省のほうに着払いで宅急便で送りつけてくださいでもいいのですが。

結局持っている人というのは愛着を持って育てているので、だめと言われたときにどういう行動に出るかということですよ。そのときに、いたため池に放り込まれても困ります。自分の手元にはないから自分は犯罪者ではないというのではなくて、そもそもこれが野外に放たれるということが犯罪的な行為です。そこもきちんとフォローできるようなところを少し環境省さんのほうで考えて、各都道府県の植物園とか博物館に問い合わせがあったら、処分をお願いするというような組織的な処分対応を考えていただくのも必要ではないかと思います。

【環境省 知識】 まずおっしゃるとおり外来種リストの裏のところにもありますけれども、入れない、捨てない、拡げないというのが外来種対策で最も基本的な部分だということで、今回、指定するに当たっては捨てないでくださいというのはすごく大事な点と考えております。愛着を持っていただいている方については申請していただけないかということも期待したいところなのですが、管理の仕方についてもあわせて広報しつつ、植物園協会の方ともやりとりはあるので、こういった対応ができるのかどうかというのは現時点では分かりませんが、お話をしながらそういった受け入れが可能なのかということも聞いてみたいとは思っています。

【西田委員】 確認ですけれども、学名がたくさん出てきて混乱しているのですが、3ページにある社会的要因のところを書いてあるエフクレタヌキモ *U. inflata* というのは、限りなく今回 *Utricularia* cf. *platensis* に近い、ほぼそうであるということですか。

【角野座長】 現時点では非常に近いということですが、将来的にはプラテンシスそのものになる可能性も5割はあると思っています。

【西田委員】 分かりました。そうすると、ウトリキュリア・インフラータのほうは導入記録も定着記録もないと考えてよろしいのですか。

【角野座長】 まず定着記録はありません。インフラータという名前で導入されたのだけれども、そうではない可能性が高いということです。

【環境省 知識】 この社会的要因の記載ぶりは実はすごく悩んだ部分で、インフラータということで流通しているけれどもエフクレタヌキモの可能性が高い。角野先生

の御指摘のとおりのお考えで記載しているものでございます。

【藤井委員】 学名と和名の対応というのは、分類学をやっている人間しか分からない部分なんです。エフクレタヌキモにcf. *platensis*とインフラータを両方当ててしまうという表記は、分類学ではよろしくはないのですが、既に今、インフラータという学名でエフクレタヌキモが流通しているという現実があるわけです。学名は物に対して対応をつけるのですけれども、和名は物に対して対応をつけているのか学名に対して対応をつけているかというのは基準がないので、こういう場合、必ず和名と学名の間で混乱が起きるのです。今エフクレタヌキモで流通しているのであれば、エフクレタヌキモ（ウトリキュラリア・インフラータ、*Utricularia cf. platensis*）として、2つのものが混じっている可能性があるよというぐらいの表記のほうが現時点では混乱を招かないかなという気がします。その辺は最終的に角野先生と調整をしていただいたほうがよいでしょう。流通名と違うということになると、「いや、私が扱っているのは特定外来生物とは違いますよ」と逃げられても困るので。

【環境省 北橋】 法令上どう書くかということにつきましては、法制局のほうと相談をさせていただきたいと思っているのですが、いずれにせよ類似する形態の3種については一律で規制することによって、先ほど先生のおっしゃられたような、これはこっちの種なので規制されていないから大丈夫だという言い逃れはできなくなるのではないかと考えております。

【角野座長】 少なくとも今、野生化してエフクレタヌキモという名前がつけられているものはcf. のプラテンシスだということまでは分類学的な知見として結論が出ています。実際にこれがインフラータとして栽培されていく現状を踏まえて、どういう形で法律にするかということについては検討の余地があるかもしれません。

【藤井委員】 補足をしておくと、私がやっているセキシウモ類では、オオセキシウモと言っているのは実はオーストラリアセキシウモです。それまでオオセキシウモとして同一種だったのがオオセキシウモ狭義とオーストラリアセキシウモの2つに分割されました。そうすると今まで私たちが輸入していたオオセキシウモはオーストラリアセキシウモに該当したわけです。そう言ってもおそたく分類や以外の人には多分分からないですよ。

それから普通に販売されているセキシウモの仲間について8検体のDNAを調べた

ら、1つを除いて、学名は全部間違っていました。現実には違う名前が流通しているということです。素人的には形態では区別できないのです。私も見た目ではほとんど分かりません。DNAでないと分からない。でもDNAでやるとはつきりしていいです。販売元あるいはナーセリーのところでこんがらがって間違っ  
出荷してしまうと、そのまま違う名前が流通してしまいます。特に形態的に難しいものはそういう問題があります。これは法律とかそういう問題ではないのですが、実際に規制しようとする、そういう問題が現場で出てくる可能性があるということをおコメントしておきます。

【環境省 知識】 学名の問題はほかの分類群でも課題になっていて、いろいろな分類が変わってきたりとかというのはあるので、今後の全体的な見直しなどの中で、いただいた御意見については参考にしたいと考えております。

【勝山委員】 この社会的要因のところはエフクレタヌキモ *U. inflata* と書いているので、ここだけを読んだ人は、エフクレタヌキモはウトリキュラリア・インフラータだと思ってしまいます。ここで言うインフラータというのは、北村さんが1991年に言ったところの *U. inflata* です。この書き方だけは気をつけてほしい。エフクレタヌキモ *U. inflata* と書いてしまうと、そのものがエフクレタヌキモだとなるから。

分類の論文などでは命名者までちゃんと書いて、出典まで引用するのは、紛れをなくするためです。こういうところでは命名者まで書かないし、文献も引用していないので、社会的要因のところも、ちょっと回りくどいけれども、定着実績のところと同じように、エフクレタヌキモ、以前はインフラータの名前で流通されたものと文章できっちり誤解のないように書かれたほうがいいと思います。

【環境省 知識】 いただいた御意見は確かにぱっと読んだら勘違いしてしまうことはあると思うので、書きぶりは検討したいと思います。

【黒川委員】 今のは難しいというところもあるのと、もう1つ、マニアの人たちがどれぐらいの魅力を持って育てようとしているかにもよるのですけれども、同属の別の外来種で問題になることがないのかということですね。今回、未判定外来生物に何も入れないということで、だったら同じ属の違う種を今度は輸入しようかということになってしまわないかどうか。どれぐらいの魅力を持っているのか。この種でないとだめと思っているのか、こういう特性を持っているものに魅

力を持っていて、だったら、同じような特性を持っていて違う種ならいいだろうとなってしまうと、やはりまずいのかなと思うので、もしかしたらそういうものは未判定に入れないといけないのではないかなと思うのですが、どうですか。

【角野座長】 エフクレタヌキモに類似した種類としては、もう1つ、ラディアータというちょっと小ぶりの種類があります。それはそんなに侵略的だとは言えないので今回省いているのですが、その辺をどうするか、入れるかどうかという問題があります。タヌキモ属全体ということになると、既に日本へ入って問題を起こしている種はほかにもあります。その辺は考えないといけないですけども、エフクレタヌキモはフロートをつくり、きれいだとということで熱心なマニアがいるのですね。

【環境省 知識】 御指摘のとおり、フロートをつくるという特徴を持つ種を念頭に置くところの3つでまずは指定するということですが、未判定外来生物をどこまでという意味では、ほかは見当たらないのかなと考えております。

【黒川委員】 今までこれに注目していた人が近縁のほかのものに流れるという心配はないということですかね。

【角野座長】 それに関連して資料3で気になるのは、種類名証明書添付がタヌキモ属全種となっていますよね。実はタヌキモ属にはタヌキモの仲間とミミカキグサの仲間があって、実は日本で栽培され流通しているのはミミカキグサのほうが種類も量も多いのですが、その辺、どうなのですか。

【環境省 知識】 種類名証明書については、特定外来生物に指定する生物と見分けがつきにくいものについて種類名証明書を添付することになっているので、確かにちょっと広過ぎる部分があるということかなと思いますので、どこまで狭めるのかという意味では、例えばフロートをつくるタヌキモ属に限るとか、そういった形で整理したほうが良いということでしょうか。

【角野座長】 ミミカキグサ類などにどういう制約がかかるかということを確認したかった次第です。タヌキモの仲間だけでも分類群で正式にセクションとかそういう単位で限定できますので、そのほうが良い可能性があります。

【環境省 北橋】 今、属の全部ということで書かせていただいておりますけれども、先ほどお話ししましたように、小さいときも含めて、見分けのつきづらいものを証明書が必要ということで考えておりますので、先ほど先生のおっしゃられたよう

にミミカキグサを抜くということなのか、どの単位でこの証明書を添付させることが適当なのか、少し検討させていただきたいと思います。

【角野座長】 タヌキモ属のセクションは4つか5つです。検討していただければと思います。

【事務局】 タヌキモ属がミミカキグサ節なのかタヌキモ節かというのは、全種どっちかにちゃんと整理はついているのでしょうか。学名だけ見ても分からないので、それが学名だけ見て分からなくて、後でどっちだろうとなると困るだろうと思ったので、もしその辺が分かれば。

【角野座長】 それは研究者によって割と大きくまとめる人と、小分けする人がいますが、タヌキモ属の場合は幸いTaylorの世界で重要な種類をまとめたモノグラフがあるので、それに準拠するという形にしておけば、こういう種類が該当するということは簡単にリストアップでき、混乱の原因にはならないと思います。

【濱野委員】 本当に水草のほうは素人なのですけれども、今3種が出ていますが、2の資料の3ページ、特徴ならびに近縁種の5番目のポツのところ、ウトリキュラリアのラディアータが過去に入っていたということが表記されているのですが、今回はこれは含めなくてよろしいのですか。いかがなのでしょう。

【環境省 知識】 先ほど角野先生からも御指摘をいただいたように、ウトリキュラリア・ラディアータについてはエフクレタヌキモとは違って侵略的な部分が現時点ではあまり確認されていないということで、今回は対象からは除いているという形です。

【角野座長】 ただ、同定レベルではインフラータをラディアータと言ったり、昔はラディアータとインフラータは同じ種類として扱われていた経緯もあって、ちょっと混乱が生ずるかもしれませんがその辺もいろいろと啓発するということになると思います。

【環境省 知識】 形態が似ている種類については、区別がつくような資料ですとか、そういうものは準備して混乱のないようにしていきたいと考えています。

【角野座長】 ほかに御質問はございませんか。

今までの御意見を聞いていますと、エフクレタヌキモを特定外来生物に指定するという点に関しては異論がないようなのですが、どういう形でといいますか、名前で指定するか、あるいは、資料の説明が誤解のないように整理すること

についてはいま少し検討が必要ということです。

【環境省 知識】 検討させていただきたいと思います。

【角野座長】 本日、特定外来生物に指定しようという結論になれば、次に全体会で議論されます。時間はありますので、その間に座長と環境省で皆さんの意見を持ち回りでも伺いながら決めていくということではいかがでしょうか。

本日の専門家会合としてはエフクレタヌキモ、ウトリキュラリア・インフラータ、ウトリキュラリア・プラテンシスの3種を資料2にある理由で、生態系にかかわる被害を及ぼすおそれがあるとして特定外来生物に指定するべきとの結論にしたいと思いますが、そのことについては御異存ないでしょうか。

(異議なし)

【角野座長】 それでは全体会合に提案できるように、今日の意見を踏まえてもう一度再整理させていただきたいと思います。その点、よろしくをお願いします。それでは本日予定されていた議事についてはここで閉じさせていただくことにします。

【環境省 知識】 角野座長、どうもありがとうございました。今後のスケジュールについては初めに御説明したとおりですけれども、来年度上半期の全体会合、そこで了承を得られましたらパブリックコメントとか法令改正の手続に入っていくというところがございます。

それでは、以上をもちまして第8回特定外来生物等分類群専門家グループ会合(植物)は閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。

以上